

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成25年7月11日

評価者：民間活用推進委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市大山街道ふるさと館
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日（第2期）
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室等の利用、維持管理に関する業務 ・大山街道に係る資料の展示に関する業務 ・市民文化の向上及び発展に資する事業に関する業務
指定管理者	<p>名称：川崎市大山街道ふるさと館共同運営事業体 代表団体：公益財団法人 川崎市生涯学習財団 代表者：理事長 金井 則夫 住所：川崎市中原区今井南町514-1</p> <p>構成団体：特定非営利活動法人 教育活動総合サポートセンター 代表者：理事長 佐々木 武志 住所：川崎市高津区下作延5-11-8</p>
所管課	高津区役所 まちづくり推進部 総務課

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>会議室等の施設提供事業については、メンテナンスを適切に行う等、適正に実施された。トラブルに対しても、迅速に改善策の策定をする等の対応ができています。</p> <p>文化事業についても、一定の参加人員のある企画が多数を占めており、市民文化の向上に貢献できたといえる。また、充実した企画展の開催などを背景に、年々展示室観覧者が増加している。</p> <p>全体として、管理・事業の両面から、仕様で定める水準を達成し、十分なサービス提供ができたといえる。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>事前に作成された事業計画に沿って、指定管理業務の実施がなされた。各年度の収支に関しても黒字（本部経費あるいは自主事業の財源に充当）を継続しており、事業が適正に行われたといえる。</p> <p>児童・生徒向けの事業は現指定管理者の得意分野であり、特に手厚く事業実施されている。次世代を担うこどもに対して大山街道や周辺地域の理解を促進する事業が行われることは、市民文化の向上・発展の裾野を広げることであり、施設の設置目的・事業目的に大きく資するものであるといえる。</p> <p>また、指定管理期間途中に所管局が教育委員会から高津区役所に移管したが、高津区役所における大山街道に関する事業との関係においても、イベント参加や文化事業の開催等で協力・連携がなされたといえる。</p> <p>当初の想定範囲はもちろん、指定管理期間中の環境変化に対しても対応することができ、施設の運営に関連する事業目的を十分に達成できたといえる。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>事故等もなく、設備の破損等の発見・対応並びに所管課への連絡等、適切に継続されている。東日本大震災を受け、防災対策の見直しが求められた際にも、館内に設置する自動販売機の契約に非常用飲料水を付帯する業者を採用する等、適切に対応し、市民・利用者の安全・安心要求に答えているといえる。</p>
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<p>会議室等の運営に関しては、公平で平等な利用を確保し経済効果にも留意した上で、公共性と効率性との両立を目指し、サービス水準の向上と効率的な管理運営による経費節減を図ることが重要である。</p> <p>事業面では、街道をテーマとした特徴的な施設であり、市民団体・地域団体の拠点として、文化活動・地域活動の活性化を促進するとともに、市民文化の向上・発展を図ることが必要となる。なお、施設の規模等の事情から、少人数での施設・事業の運営を余儀なくされる点から、勤務する職員に幅広い知識が求められるといえる。</p> <p>自己モニタリングやアンケート等の検証等に留意し管理運営を行わせるとともに、地域の活性化、高津区役所が所管する行政計画（高津大山街道マスタープラン等）・事業との連携にも留意し、事業展開を図ることが求められる。</p>

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																														
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>年度毎、四半期毎、月毎の事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営事業の実施状況調査（現地ヒアリング等を含む）を行うと共に、管理運営事業の実施に際しての相談・指導、管理運営上の各種問題発生時の対応・指導、その他、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議・指導などを実施した。なお、平成25年度には指定管理者から過年度（平成23年度）分の収支決算書について訂正申し出があったため、所管課と指定管理者との間での当時の認識の相違や指導のあり方について指摘せざるを得ない面も見られたが、その後、過去の経緯について原因調査を行った上で、今後の再発防止策等も講じており、不測の事態が生じた場合のマネジメントは適切に行われたと捉えている。再発防止策については、徹底を求める。</p>																														
2	制度活用による効果はあったか。	<p>（サービスの向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指定管理期間（第2期）においては、直営最終年度（H17）に比べて、展示室観覧者、会議室利用件数とも増加傾向にあり、展示の充実やサービスの向上が図られた結果が表れているといえる。 ・モニタリングの結果分析から、文化事業あるいは企画展の充実が常設展の観覧者増に貢献していることが推定される。また、このことは、館の存在そのものの認識にも貢献していると推定でき、会議室利用増にも関連があると思われる。 ・会議室利用料の収入増加は、文化事業や自主事業の充実のための財源につながっており、各部分の充実が、館業務全体のさらなる充実につながっているといえる。 <p>【展示室観覧者・会議室利用件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（展示室計）</th> <th>（常設展）</th> <th>（企画展）</th> <th>（会議室）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>4,294名</td> <td>2,311名</td> <td>1,983名</td> <td>1,876件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>7,170名</td> <td>3,144名</td> <td>4,026名</td> <td>1,966件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>5,641名</td> <td>3,804名</td> <td>1,837名</td> <td>1,992件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>6,282名</td> <td>5,003名</td> <td>1,279名</td> <td>2,093件</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>6,649名</td> <td>4,481名</td> <td>2,168名</td> <td>2,097件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（経費の節減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営最終年度（H17）の純経費（全経費（本部経費を除く）から会議室利用料を差し引いたもの）は21,828千円であったが、第2期指定期間平均で21,348千円となっており、年間480千円の経費節減効果が認められる。 ・経費の節減分については、今後も、館の設置目的に資する文化事業や自主事業を充実させる等、利用者還元や有効活用を求めていくことが必要である。 		（展示室計）	（常設展）	（企画展）	（会議室）	平成17年度	4,294名	2,311名	1,983名	1,876件	平成21年度	7,170名	3,144名	4,026名	1,966件	平成22年度	5,641名	3,804名	1,837名	1,992件	平成23年度	6,282名	5,003名	1,279名	2,093件	平成24年度	6,649名	4,481名	2,168名	2,097件
	（展示室計）	（常設展）	（企画展）	（会議室）																												
平成17年度	4,294名	2,311名	1,983名	1,876件																												
平成21年度	7,170名	3,144名	4,026名	1,966件																												
平成22年度	5,641名	3,804名	1,837名	1,992件																												
平成23年度	6,282名	5,003名	1,279名	2,093件																												
平成24年度	6,649名	4,481名	2,168名	2,097件																												
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>市民文化の向上・発展に関する事項については、従前に比べて市民ニーズが幅広くなり、要求水準も高くなっている。このことから、文化事業（自主事業を含む）の実施に関して、市民ニーズのよりの確かな把握を求める一方、指定管理者の裁量の余地を拡大し、施設のさらなる活用を促進していく必要がある。</p> <p>また、川崎市の行政計画「高津大山街道マスタープラン」の関係からも、地域住民並びに高津区役所との連携により、市民文化の向上に貢献する事業展開を拡大する必要がある。</p>																														
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	今のところ、他に活用できる制度は見受けられない。																														

4. 今後の事業運営方針について

<p>公の施設としての理念を尊重しつつ、特徴的な街道展示施設としての役割を認識し、市民文化の向上・発展を担う施設として、文化活動・地域活動の支援や地域団体・文化団体等との連携を通じた大山街道並びに地域の発展に資する事業について積極的に事業展開していくことが必要である。なお、施設の規模等の事情から、少人数での施設・事業の運営を余儀なくされる点から、勤務する職員に幅広い知識が求められると同時に、地域団体・文化団体等との連携が重要となる。</p> <p>また、公平で平等な利用を確保しつつ、経済効果にも留意し、公共性と効率性との両立を目指すよう努め、サービス水準の向上と効率的な管理運営を目指す。自己モニタリングやアンケート等の検証等に留意し管理運営を行わせるとともに、地域の活性化、高津区役所が所管する行政計画（高津大山街道マスタープラン等）・事業との連携にも留意し、事業展開を図ることが求められる。</p> <p>加えて、会議室の運営に関しては、利用率向上をさらに図るため、高津市民館と利用状況について連携する等、当館貸会議室を積極的に紹介・広報することも必要である。会議室利用をきっかけに、当館の新規利用層が展示室・各種文化事業の存在を認識することで、展示・文化事業の活性化につながることも期待できる。</p>
